

表1.4-1 保有水平耐力計算によって適用除外できる仕様規定

構造種別 <sup>*1</sup>	適用除外できる規定及び概要 <sup>*2</sup>		備考
鉄骨造 (8.2.3参照)	令第67条（接合）第1項	延べ面積3,000m <sup>2</sup> 超の建築物又は軒高13m超若しくは張り間13m超の鉄骨造建築物の鋼材の接合はボルト以外の接合とする。	適用除外をする場合でも、ボルトによる接合は必ず戻り止めの措置が必要
	令第68条（高力ボルト、ボルト及びリベット）第4項	ボルトによる接合を行う場合のボルト孔の径はボルト径+1mm（ボルト径20mm以上で構造耐力上支障がない場合は+1.5mm）以下とする。	
鉄筋コンクリート造 (8.2.2参照)	令第73条（鉄筋の継手及び定着）	鉄筋の末端の定着措置、鉄筋継手の重ね長さ、はり主筋の定着長さ、軽量コンクリートを用いる場合の補正	
	令第77条（柱の構造）第二号から第六号まで	主筋と帯筋との緊結措置、帯筋の径及び間隔、帯筋比の下限（0.2%）、柱の小径、主筋量の下限（0.8%）	
	令第77条の2（床版の構造）第2項	床版をプレキャスト鉄筋コンクリート造とする場合の周囲との接合及びプレキャスト部材相互の緊結措置	
	令第78条（はりの構造）	複筋ばりとすること及び帯筋の間隔	プレキャスト鉄筋コンクリート造とした場合の相互の接合部分のみ適用除外可能
	令第78条の2（耐力壁）第1項第三号	耐力壁内部の配筋	

※1 鉄骨鉄筋コンクリート造について準用する場合も同様に扱う。

※2 これらのほか、令第80条の2の規定に基づく告示において指定された一部の仕様規定についても、保有水平耐力計算を行うことによって適用除外とすることができる。

用範囲や前提条件に適合するものであり、かつ、施工時の品質確保や維持管理等を適切に行うことが可能であること等を個別に確認しなければならないことに注意が必要である。

### （3）特殊な材料の扱い

材料に関しては、令第3章に定められている諸規定のほか、法第37条に基づく品質に関する規制が適用される。同条に基づく指定建築材料であって、その品質が同条に基づく指定JIS等に適合しないものを、構造耐力上主要な部分等（法第37条及び令第144条の3において規定された部分）に使用する場合、法第37条第二号に基づく大臣認定を取得することが必要である（2.2.4参照）。なお、法第37条の規制は、指定建築材料以外の材料に対しては、構造耐力上主要な部分等に使用する場合であっても適用されない。

一方で、許容応力度等計算や限界耐力計算を行う場合、構造耐力上主要な部分に使用する材料の許容応力度及び材料強度を用いて計算を行うこととなることから、それらの値が与えられていない材料を使用することができないことに注意が必要である。例えば、指定建築材料以外の特殊な材料は、上述のとおり、法第37条の規制の適用を受けないが、それらのほとんどについては、許容応力度等が定められていないため、結果的に、保有水平耐力計算や限界耐力計算など一般的な構造計算を行う場合には構造耐力上主要な部分には使用することができないこととなる。それらの許容応力